

用語解説

(ア行)

アクセシビリティ	情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であることをあらわす語。特に、障がい者や高齢者などにとって、どの程度利用しやすいかという意味。
アグリ就労アドバイザー	農業に取り組む就労継続支援B型事業所に対し、技術指導や加工・流通に関する相談業務を行うアドバイザー。農業専門家などのサポーター派遣のコーディネートも行う。
あつたか・はーと駐車場利用証制度	身体の障がいや高齢・難病等により歩行が困難な者、あるいは、けが人や妊産婦の方で一時的に歩行が困難な者に対して、「あつたか・はーと駐車場利用証」を交付することで、車いすマーク駐車場を利用できる者を明確にして、健常者のマナー違反を防止し、車いすマーク駐車場を真に必要とする者が安心して利用できるようにする制度。
安心・活力・発展プラン2015	大分県長期総合計画であり、県政の基本目標である「県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県」の実現に向けて、新たな時代の変化や地方創生の課題に対応するため、平成27年12月に策定した県政運営指針。
育成医療	身体に障がいがある児童または将来において障がい児となる可能性のある児童のうち治療効果が期待される児童に対して、機能障がいの除去、軽減のため必要な医療費の給付を行う制度。
意思決定支援ガイドライン	事業者が障がい者へのサービスを提供する際に、家族や成年後見人など多くの関係者に意思決定支援への参加を促すことにより、障がい者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資することを目的とした指針。正式名称は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」で、平成29年3月に厚生労働省が作成。
一般就労	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。
いのち支える大分県自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、大分県が平成30年3月に策定した計画。計画期間は平成30(2018)年度から2023年度までの6年間。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。
胃ろう	腹壁を切開して胃内に管を通し、食物や水分や医薬品を流入させ投与するための処置。
NICU	Neonatal Intensive Care Unitの略語(新生児特定集中治療室) 低出生体重児や生まれた時から治療を必要とする新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を24時間体制で提供する。
NPO法人	「特定非営利活動促進法」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体(Non Profit Organization)。
M-CHAT	23項目から成る親記入式の質問紙。主に12か月～36か月の乳幼児を対象とし、自閉症スペクトラムの特徴を持つか否かを評価するために開発された検査方法。 ※自閉症スペクトラム:自閉症やアスペルガー症候群などが統合されてきた診断名。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動や興味、反復行動などが起こる。「M-CHAT」は「Modified Checklist for Autism in Toddlers」の頭文字をとったもの。
遠隔手話通訳サービス	タブレット端末のテレビ電話機能を活用し、手話通訳を行うサービス。 行政機関等の窓口にタブレット端末を設置し、手話でのコミュニケーションを希望する場合に、遠隔地にある通訳センターの手話通訳者とテレビ電話でつなげることで、手話通訳を受けることができる。
大分県アルコール健康障がい対策推進計画	アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の予防等の充実により、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的として、大分県が平成29年3月に策定した計画。計画期間は平成30(2018)年度から2023年度までの6年間。

大分県障害者権利擁護センター	平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて県に設置する障がい者の虐待に関する相談や通報の窓口。
大分県障がい者差別解消・権利擁護センター	障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)に対する差別、人権・財産侵害等の事案に対処するため、その権利擁護に係る常設相談窓口として設置し、必要に応じ、弁護士等専門家による問題解決のための助言、指導を行うことを目的とするもの。
大分県障害者社会参加推進センター	障がいの有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障がい者自らによる各種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的に各都道府県に設置するもの。
大分県障害者スポーツ指導者協議会	大分県内の障がい者スポーツ指導者をもって組織し、協力して障がい者スポーツの振興に寄与することを目的として設立された協議会。
大分県障がい者スポーツ大会	全ての障がい者が希望と勇気をもって自立し、社会に積極的に参加する意欲を喚起するとともに、障がい者スポーツの普及に努め、県民の障がい者に対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした大会。
大分県障がい者体育協会	障がい者スポーツの普及及び振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障がい者の心身の健康維持や体力増強に寄与し、より積極的に社会参加の推進及び生活の質の向上に資することを目的として設立された協会。
大分県発達障がい者支援センター	自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とし、設置している。本人や家族、支援者への相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関への普及啓発、研修事業を行う機関。
大分県福祉のまちづくり条例	障がい者や高齢者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できることを目的として、平成7年3月に制定された条例。県・市町村・県民・事業者それぞれの責務を定めるとともに、多くの県民が利用する公共的施設の整備基準等を定めている。
大分県福祉のまちづくり推進協議会	福祉関係団体、学識経験者、事業者団体及び行政が、福祉のまちづくりにかかる推進方策等について意見交換を行い、総合的な福祉のまちづくりの推進を図る協議会。
大分県ゆうあいスポーツ大会	県内の知的障がい関係施設の入所者や在宅の知的障がい児・者が参加する親睦を主な目的としたスポーツ大会。昭和56年から毎年開催。主催は、大分県・大分県ゆうあいスポーツ大会委員会・大分県知的障害者施設協議会の3者。
大分国際車いすマラソン	1981年の国際障害者年を記念して、世界で初めての「車いすだけのマラソンの国際大会」として、大分県で毎年開催している大会。世界最大、最高レベルの大会として、国内外から高い評価を受けている。
大分子ども・子育て応援プラン	大分県が、県民総参加による「子育て満足度日本一」を目指すために策定した計画。計画期間は平成27(2015)年度から平成31(2019)年度。
大分障害者職業センター	障がい者の職業生活における自立を促進するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、職業リハビリテーションの実施・助言・援助などを行う。
親なきあと	障がい者の保護者が亡くなったり、保護者が高齢その他の理由で支援を続けられなくなったとき、障がい者の生活が成り立たなくなるのではないかと、というのが「親なきあとの問題」。多くの障がい者やその保護者にとって、非常に切実、かつ切迫した問題。

(力行)

介護保険	介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組。国民の共同連帯の理念にもとづき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えている。
学習障がい(LD)	全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態をいう。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている。

学校CRT	「CRT」は、コミュニティの危機に際し、支援者への支援を中心に、期間限定(3日間)で精神保健サービスを提供する多職種チームであり、その中核が「学校CRT」。一個人や一家族の危機ではなく、学校の危機に対応するチームであり、多くの子どもが心に傷(トラウマ)を負う可能性のある重大な事件・事故等が発生した際に発生当日に学校に駆けつける「こころの緊急支援チーム」のこと。「CRT」は、「Crisis Response Team」の頭文字をとったもの。
共同受注	障害福祉サービス事業所が連携し、1事業所では対応しにくい発注量を共同で対応することなど、受注機会を獲得することで工賃向上を図る取組み。
共同生活援助(グループホーム)	障がい者に対して、共同で生活する住宅において、主に夜間、相談や日常生活上の援助を行う。平成26年4月からは、介護が必要な障がい者に対して介護を提供することとなった。
強度行動障がい	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
居宅介護(ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴、排泄、食事の介護や調理、掃除、洗濯などの家事や生活等に関する相談・助言などを行う。
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)	障害者就労施設等や在宅で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品役務の調達を推進するよう必要な措置を講ずることを定めた法律。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
県民すこやかスポーツ祭	子どもから高齢者まで、幅広い県民が、すこやかで生き生きとした生活を送ることができるよう、ニュースポーツ・レクリエーションスポーツの種目を中心としたスポーツ大会。
公共職業安定所	国民に安定した雇用機会を確保することを目的として厚生労働省が設置する行政機関のこと。通称「ハローワーク」と呼ばれる。
高次脳機能障がい	脳の部分的な損傷により起こる、さまざまな認知・行動の異常。記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなどの症状を呈し、日常生活や仕事(学習)の場面でしばしば支障をきたす。
工賃(工賃向上)	工賃とは、就労継続支援B型事業所の利用者に対して労働の対価として支払われる金額。工賃向上とは、工賃額を引き上げ、増加させること。
合理的配慮	障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があるため、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)。
こころとからだの相談支援センター	身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、うつや不眠などのこころの健康が気になる方等の相談支援機関。精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の3つの機関から構成されている。

(サ行)

サービス管理責任者	障害者総合支援法において、サービスの質の向上を図る観点から、サービス事業所ごとにサービス管理責任者の配置が義務付けられており、個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う。
サービス等利用計画	障がい者等の心身の状況、置かれている環境、障がい福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類や内容などを定めた計画。障がい福祉サービス等の支給決定方法の見直しにより、平成24年4月1日から、障がい福祉サービス等を利用する障がい者等はサービス等利用計画の作成が義務づけられた。

災害時派遣福祉チーム (DCAT)	<p>災害時の避難所において、要配慮者の体調や心身状況の悪化などの二次被害を防ぐための福祉的支援を行う専門チーム。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、保育士ら4～6人程度で構成される。避難所などを巡回しながら、専門知識を生かして高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児ら社会的弱者の相談にのり、福祉避難所への移送、入浴介助、福祉用具の選定、心のケア、高齢者の運動指導などの支援にあたる。また、行政機関や医療機関と連携し、避難所などの環境改善を提言する。</p> <p>「DCAT」は、「Disaster Care Assistance Team」の頭文字をとったもの。</p>
災害派遣精神科医療チーム (DPAT)	<p>自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、更に災害ストレス等により新たに精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となることから、このような活動を行うために組織する専門的な研修・訓練を受けたチーム。</p> <p>「DPAT」は、「Disaster Psychiatric Assistance Team」の頭文字をとったもの。</p>
支援コーディネーター	<p>高次脳機能障がい者に対して専門的相談支援を行うために支援拠点機関に配置された相談員。支援を必要とする高次脳機能障がい者の社会復帰のための相談・支援、地域の関係機関との調整を行う。</p>
市町村障害者虐待防止センター	<p>平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて市町村に設置する障がい者の虐待に関する相談や通報の窓口。</p>
児童発達支援	<p>障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体、精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。</p>
児童発達支援ガイドライン	<p>児童発達支援について支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援提供していく必要があるため、児童発達支援が提供すべき支援内容等の枠組みを示したもの。</p>
児童発達支援管理責任者	<p>児童福祉法において、サービスの質の向上を図る観点から、サービス事業所ごとに児童発達支援管理責任者の配置が義務付けられており、個々のサービス利用者のアセスメントや通所個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任や他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う。</p>
児童発達支援センター	<p>通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施する。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれる。</p>
児童福祉法	<p>18歳未満の児童に対する福祉に関する規定や福祉の施設や事業、費用について定めた法律。障害児については、障害者総合支援法による障がい福祉サービス事業とあわせて児童福祉法に規定されている障害児向けサービス(障害児通所支援、障害児入所支援)を利用することができる。</p>
重症心身障がい児	<p>重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を重症心身障がい児としている。</p>
就労移行支援事業所	<p>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</p>
就労継続支援B型事業所	<p>一般企業等で働くことが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。</p>
手話通訳者及び要約筆記者	<p>(手話通訳者)聴覚障がい者の手話を話し言葉に、聞こえる人の話し言葉を手話に置き換えて伝達する通訳者。 (要約筆記者)主に手話を知らない中途失聴者や難聴者の方に適した情報保障のひとつで、話し言葉を「早く、正しく、読みやすく」を中心にオーバーヘッド・プロジェクター等を通じて文字として示すもの。</p>

巡回療育相談	県から社会福祉法人に委託している地域療育等支援事業の中の一つ。保健所が行っている相談会に、医師などの専門職員を派遣して、子どもの発達に関する相談を受ける。
障害児支援利用計画	障がい児を支援するための中心的な総合計画(トータルプラン)。計画には、本人の解決すべき課題、支援方針、利用するサービス内容などが記載される。
障害児通所支援	平成24年度の制度改正で創設された障がい児支援サービスの一つで、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を指す。
障がい者アート	障がいのある人が楽しみながら創作活動を行うことで豊かな心を育み、それが他者とのコミュニケーションの手段となり、また自己表現を図ることができるなど、障がい者の自立と社会参加を図る上で大きな意義を有する活動。
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者による障がい者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
障がい者雇用アドバイザー	障がい者の雇用を促進するために、障害者就業・生活支援センター等に配置され、企業訪問により仕事の切り出し等の相談・助言を行なうとともに、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所からの人材の掘り起こし等を行う人。
障がい者雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主等に達成義務を課すために設定される、障がい者の労働者数の常用労働者数に対する割合のこと。
障害者週間	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されたもの。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開している。
障がい者就業・生活支援センター	障がい者の職業生活における自立を図るために、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者自立支援法の一部改正) 平成24年6月20日 成立 同年6月27日 公布
障害者の権利に関する条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は平成26年に批准。
障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、誰もが心豊かに暮らすことができる大分県づくりに資するために制定された条例。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す法律
小児慢性特定疾病医療費助成	小児がんなど、16疾患群の小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する事業。
職業能力開発校	普通職業訓練で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設。職業能力開発促進法第16条第1項に規定されている公共職業能力開発施設の一つ。
ジョブコーチ	知的障がい者や精神障がい者などが職場に適應することを容易にするため、障がい者の働く職場で障がい者と共に働きながら必要な援助を行ったり、事業主や職場の同僚に対して、障がい者の職場適應に必要な助言を行う者。

自立支援協議会	障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、各種サービスや優遇措置を受ける際に必要な手帳。障害級は1級から7級まであり、指定医師の意見書が必要。
身体障害者補助犬	補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬をいう。盲導犬は視覚障がい者の歩行等の補助、介助犬は肢体不自由者の日常生活の補助、聴導犬は聴覚障がい者の日常生活の補助等を行う。
ストーマ用装具	人工膀胱や人工肛門を造設した際に、排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具。
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、障がい者支援施設などで昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
生活困窮者	障がい、虐待、社会的孤立等様々な要因により、現に経済的に困窮している、あるいは困窮するおそれのある者。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群をいう。 この中には糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満、脳血管疾患、がん、慢性閉塞性肺疾患、心臓病、アルコール性肝障がい、歯周病などが含まれている。
精神科救急電話相談センター	夜間・休日の時間帯において、精神疾患を有する方やその家族などからの緊急的な精神科医療についての電話相談に応じる電話相談センター。 必要に応じて医療機関の紹介や受診のアドバイス等を行う。
精神科デイケア	精神障がい者などに対し、昼間の一定時間、医師の指示及び十分な指導・監督のもとに一定の医療チームによって行われる精神科通院医療の一形態。 その内容は、集団精神療法、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導、療養指導等がある。
精神障がい者地域移行支援協議会	精神障がい者の地域移行に係る支援に関して、支援に係る体制整備のための調整や支援者の育成等を行うため、県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する、各保健所単位に設置した協議会。
精神障がい者、知的障がい者の県庁職場実習	精神障がいや知的障がいがある方の民間就労に向けての知識の習得と職業能力の向上を図り、民間企業等への就職につなげることで、大分県全体の知的障がい者・精神障がい者雇用の促進を図ることを目的に、県の機関で行なう職場実習制度。平成19年度から実施。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者が一定の精神障がいの状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て、様々なサービスや優遇措置を受けることにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。
成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人(以下「本人」という。)が、本人または配偶者・四親等内の親族等の申立によって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の援助者に選任することで、本人を法的に支援する制度。
全国障害者芸術・文化祭	全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催する行事。大分県では平成30年に国民文化祭と同時に開催された。
全国障害者スポーツ大会	1965年から身体障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992年から知的障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国民体育大会終了後に、同じ開催都道府県で行われている。大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障がいのある人々の社会参加の推進や、国民の障がいのある人々に対する理解を深めることにある。

総合型地域スポーツクラブ	<p>人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多目的)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。</p> <p>日本における総合型地域スポーツクラブは、平成7年度から育成が開始され、平成30年7月には、創設準備中を含め3,599クラブが育成され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。</p>
総合周産期母子医療センター	<p>母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、重症妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療などの周産期医療を行うことのできる医療施設。</p>
相談支援事業所	<p>障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する事業所。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。</p>
相談支援従事者 相談支援専門員	<p>障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。</p>
相談支援ファイル	<p>支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係機関の職員等が共通理解をすることにより、子どもの成長段階に応じた継続的な支援に役立てるためのファイル。</p>

(タ行)

第二次生涯健康県おおいた21中間評価・改定	<p>大分県長期総合計画の健康づくり分野における実施計画及び健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例に基づく計画であり、県民の健康増進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの。また、関係団体における健康づくり事業推進の基本的な方針を示すもの。計画期間は、平成25(2013)年度から2023年度までの11年間である。<平成29(2017)年度に中間見直し></p>
地域移行(地域生活移行)	<p>障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。</p>
地域移行支援	<p>障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方等に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービス。</p>
地域移行専門部会	<p>障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に関する、諸課題の把握や対応策等を検討し、障がい者の地域移行及び地域定着を推進するために設置した自立支援協議会の部会。</p>
地域生活支援拠点等	<p>障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。</p>
地域生活定着支援センター	<p>高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、保護観察所と協働して進め、その社会復帰の支援を行う機関のことで、各都道府県に設置されている。</p>
地域包括ケアシステム	<p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。</p>
地域包括支援センター	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。</p>
地域療育等支援事業	<p>在宅の障がい児・者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるように、県が社会福祉法人への委託し実施する事業。巡回療育相談、訪問援助、外来療育、施設支援の事業から構成される。</p>

注意欠陥多動性障がい(A DHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす状態。 通常7歳以前に現れ、その状態が継続することから、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
中間的就労	一般就労と、いわゆる福祉的就労との間に位置する就労形態。雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階と、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階との2つがあり、いずれも、事業の最終目的としては、支援を要せず、自律的に一般就労に就くことができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを想定している。
聴覚障害者センター	字幕・手話入りのビデオカセットの制作及び貸出しなどを通じて、聴覚障がい者の福祉の増進を目指して設置された施設。(平成8年10月オープン)大分県聴覚障害者協会が指定管理者となり運営。
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、学校教育法施行規則第140条の各号のいずれかに該当する者が、主として教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいの状態の改善・克服に必要な特別の指導を受ける教育の場である。
デージー図書	デージー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル図書のこと。
デフリンピック	身体障害者のオリンピック「パラリンピック」に対し「デフリンピック(Deaflympics)」は、ろう者のオリンピックとして、夏季大会は1924年にフランスで、冬季大会は1949年にオーストリアで初めて開催された。夏期大会は2017年に第23回大会がトルコで、冬季大会は2015年に第18回大会がロシアで開催されている。障害当事者であるろう者自身が運営する、ろう者のための国際的なスポーツ大会であり、参加者が国際手話によるコミュニケーションで友好を深められるところに大きな特徴がある。
点字図書館	視覚障がい者に対する情報提供施設として、点訳・音訳図書の作成・貸出し、点訳・音訳奉仕員養成研修などの事業を実施する民立民営施設。(平成24年4月現施設開館)
点訳・音訳奉仕員	視覚障がい者の福祉向上のために図書などを文字情報に点訳したり、朗読により音声化したりするボランティア。
ときめき作品展	障がい者・児の芸術・文化に関する自主的な取組を支援し、その成果を発表・展示する機会を設けることにより、障がい者・児の芸術・文化活動に寄せる意欲を一層高め、より自発的で積極的な社会参加を促すことを目的とする展示会。
特定医療費受給者証	特定疾患医療研究事業は、原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患を対象として、患者の医療費の自己負担を軽減する支援策であり、申請に基づいて認定された場合に交付される受給者証。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、がい害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。なお、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校で実施される。
特別支援教育コーディネーター	全ての校種において、特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応のため、医療機関や福祉機関と連携・協力をしたり、学校外の専門家による指導・助言を受けるなど、児童生徒のニーズに応じた教育を展開していくための推進役となる人。特に特別支援学校では、各学校の教員の専門性や施設・設備を活かし、地域における特別支援教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割がある。

(ナ行)

内部障がい	心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、じん臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいを有しているものをいう。
南海トラフ地震	南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震 ※南海トラフ・・・駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域
難病	医学的に明確に定義された病気の名称でないが、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉であるため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化する。なお、昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」には、「(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。
難病相談・支援センター	地域で生活する難病患者・家族などの日常生活における相談支援、地域交流活動の促進と就労支援などの拠点となる施設。
日常生活用具	在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために市町村が給付又は貸与する、盲人用時計、特殊便器、歩行支援用具などの用具。
入所施設	障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。(障害者支援施設)

(ハ行)

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障がい者支援専門員	大分県が独自に養成している、発達障がい児やその家族などの相談・支援を行うことのできる専門知識と技能を有する人材。
発達障がい者地域支援マネージャー	市町村及び事業所の支援、医療機関との連携、困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進する役割を担う。
母親学級	市町村などが実施する、妊娠中の過ごし方、分娩の準備と経過、沐浴とその他の育児の実際、産褥期の母子の健康管理などについて講義や実習を通して学習する場。
パラリンピック	4年に1度、世界規模で行われる障がい者のための総合スポーツ競技大会で、イギリスのストークマンデビル病院の医師グットマンが始めたのがきっかけで、1952年から開催されている。健常者のオリンピックの開催と併せて、同じ都市で開催されている。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー新法	正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。 この法律は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。
ピアカウンセリング	当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。ピア(peer)とは同等・同輩・仲間の意味。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行とは、生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所の利用者が就職し当該事業の利用を終了すること。
福祉的就労	就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などを利用して就労すること。各種設備が整い、支援を行う職員が配置され、障がい者が一緒に働くことができる環境となっている。働いて得られる収入(賃金、工賃)の向上等の課題がある。
福祉避難所	障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、特別な配慮がされた避難所。また、一般の避難所の中で、上記と同様の配慮がされた部屋を福祉避難室という。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター	発達障がい児を育てた経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対し、相談や助言を行う人。
平均工賃	就労継続支援B型事業所の工賃を平均したもので、毎年度厚生労働省に報告しているもの。
ヘルプカード	外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするもの。妊娠初期や認知症など支援を必要とする人も利用可能。
保育コーディネーター	特別な配慮が必要な児童や家庭に応じた専門的な支援を行うとともに、関係機関と連携して、適切な時期に適切な支援につなげることができる専門的保育者。認定には、県が実施している「保育コーディネーター養成研修」を修了する必要がある。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している6年生までの児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行う。
訪問看護	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある高齢者や難病患者・障がい者などに対して、看護師等が居宅を訪問して提供する療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 平成12年度から介護保険制度の在宅サービスとして位置づけられている。
訪問リハビリテーション	通所が困難な要介護者等を対象に、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などが居宅を訪問して、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものをいう。 平成12年度から介護保険制度の在宅サービスとして位置づけられている。
補装具	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるもので、厚生労働省が定める基準に該当するものとして定められた機器のことで、義肢、装具、車いすなどがある。
ボランティアセンター	ボランティア活動の地域における拠点として、ボランティア活動の推進・相談・あっせんなどを行う施設。 県では、県社会福祉協議会内に「大分県ボランティア・市民活動センター」を設置している。また、平成24年度末現在で県内12市町の社会福祉協議会内に市町村ボランティアセンターが設置されている(センター機能は、すべての市町村社会福祉協議会にある)。

(マ行)

盲ろう者	身体障害者手帳の視覚障がいと聴覚障がいの重複による障がい程度が2級以上の者。
------	--

(ヤ行)

ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁(バリア)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。
------------	--

要配慮者	災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」。
要配慮者利用施設	高齢者、障がい者、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する方が利用する施設のこと。
要約筆記	主に手話を知らない中途失聴者や難聴者の方に適した情報保障のひとつで、話し言葉を「早く、正しく、読みやすく」を中心にオーバーヘッド・プロジェクター等を通じて文字として示すもの。

(ウ行)

リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。
療育	「療」は医療、「育」は養育・保育・教育を意味する。 医学的治療と教育その他の科学を総動員して障がい児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。
療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域により名称が異なり、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。大分県では、重度(A1、A2)とその他(B1、B2)に区分される。

(ワ行)

WAM NET(福祉・保健・医療の総合情報サイト)	独立行政法人福祉医療機構(WAM)が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト。福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供している。
---------------------------	---

大分県障がい福祉圏域図



東部圏域	別府市 杵築市 国東市 姫島村 日出町
中部圏域	大分市 臼杵市 津久見市 由布市
南部圏域	佐伯市
豊肥圏域	竹田市 豊後大野市
西部圏域	日田市 九重町 玖珠町
北部圏域	中津市 宇佐市 豊後高田市

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

平成28年3月30日

大分県条例第15号

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由

とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がい理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 障がい理由とする差別 障がいのある人に対して、障がい理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為(社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。)をいう。
- 4 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人(障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。)と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。)があつた場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

(基本原則)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。
- 2 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

- 3 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。
- 4 全て障がいのある人は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- 5 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。
- 6 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、第三条に規定する基本原則にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

- 第6条 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

- 第7条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がいを理由とする差別の禁止

(障がいを理由とする差別の禁止)

- 第8条 何人も、障がいを理由とする差別をしてはならない。

- 2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。

(福祉サービスの提供における障がい理由とする差別の禁止)

第9条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(医療の提供における障がい理由とする差別の禁止)

第10条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及びサービスの提供における障がい理由とする差別の禁止)

第11条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がいを理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障がい理由とする差別の禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がい理由とする差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障がいのある人が車両等(同条第七号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。)を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がい理由とする差別の禁止)

第14条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がい理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がい理由とする差別の禁止)

第15条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がい理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第16条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、そ

の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第3章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策

(特定相談)

第17条 何人も、障がいを理由とする差別があったときは、県に対して、当該障がいを理由とする差別に係る事案(以下「対象事案」という。)についての相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 対象事案の関係者(以下「関係当事者」という。)間の調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組を適正かつ確実に行わせるため、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を専門相談員として任命することができる。

- 2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第二項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は一部を委託することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用する。

(連携及び協力)

第19条 専門相談員及び前条第四項の規定による委託を受けた者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 障がいのある人は、第17条第2項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあっせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、大分県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)に対し、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。

一 あっせんの必要がないと認められるとき。

二 対象事案の性質上あっせんを行うことが適当でないと認められるとき。

3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

5 協議会は、あっせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

6 協議会は、あっせんを行った場合はその結果を、あっせんを行わないこととした場合はその旨を知事に報告するものとする。

(勧告)

第22条 協議会は、あっせんの申立てがあった対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あっせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(公表)

第23条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第24条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大分県障害者施策推進協議会条例

昭和48年 3月31日
大分県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、大分県障害者施策推進協議会とする。

(所掌事務の特例)

第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 1 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成28年大分県条例第15号）第21条第2項の規定によりあつせんを行うこと。
- 2 障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 前条第1号に規定するあつせん（以下「あつせん」という。）を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者（事業者団体を含む。）を代表する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、あつせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者5人をもつてあつせんを行う。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によつて定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもつて行うものとする。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の議決とすることができる。
- 7 第7条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(省略)

附 則 (平成28年条例第15号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大分県障害者施策推進協議会委員名簿

平成31年 3月現在

委員氏名	所属団体及び役職名
佐藤 一夫	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会長
三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会会長
松川 ひとみ	社会福祉法人太陽の家日出事業本部長
菅野 忠幸	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会理事
平川 加奈江	公益社団法人大分県手をつなぐ育成会理事
平原 伸	大分県知的障害者施設協議会会長
長濱 明日香	社会医療法人関愛会 坂ノ市病院小児科医
安部 由美子	大分県特別支援学校知的障がい教育校PTA連合会理事
藤波 志郎	公益社団法人大分県精神保健福祉会副会長
園田 英一郎	大分県精神障害者社会復帰施設協議会会長
帆秋 善生	大分県精神科病院協会理事
川野 ゆかり	大分県精神保健福祉士協会理事
越智 芳子	児童発達支援センターひばり園園長
野崎 より子	大分県ホームヘルパー協議会事務局長
田中 新正	国立大学法人大分大学教育学部名誉教授
河野 幸治	一般社団法人大分県医師会副会長
草野 俊介	社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長
三河 明史	大分県市長会副会長
久々宮 賢治	大分労働局職業安定部職業対策課長
後藤 みゆき	大分県教育庁参事監兼特別支援教育課長

大分県自立支援協議会設置要綱

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備を図る機関として設置する大分県自立支援協議会（以下「県協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 県協議会は、市町村における体制整備に係る状況の把握、評価、整備方針に係る助言その他市町村における相談支援体制に関し、広域的又は専門的な観点からの取組を推進し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活の向上に資することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 県協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと。
- 2 法第5条第17項の相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと。
- 3 専門的分野における障がい者等に対する支援方策に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと。
- 4 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと。
- 5 大分県障がい福祉計画を定め、又は変更するにあたって意見を述べること。
- 6 第1号から前号までに掲げるもののほか、障がい者等への相談支援に関し必要な事項

（構成）

第3条 県協議会の委員は、20名以内とし、次に掲げる者の中から大分県福祉保健部長が委嘱する。

- 1 障がい者の相談支援に関し相当な知識及び経験を有する者
- 2 障がい者の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県協議会に委員の互選により会長1名を置く。

2 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が会長代行として会長の職務を代行する。

(会議)

第6条 県協議会の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会長は、必要があると認める場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認める場合には、県協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 県協議会の事務局は、福祉保健部障害福祉課に置く。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、県協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

大分県自立支援協議会委員名簿

平成31年3月現在

分野	所属 役職	氏名	備考
相談支援事業者	社会福祉法人すぎのこ村Beeすけっと相談支援専門員	石松 聡美	相談支援・研修部会
	社会福祉法人清流会相談支援事業所「ルポーズ」相談支援専門員	石川 博一	地域移行専門部会
専門的分野の相談支援事業者	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 障害者就業・生活支援センターはぎの副センター長兼地域課長	田仲 扶美代	障がい者就労支援
	社会福祉法人別府発達医療センター 相談員	橋本 和美	障がい児等地域療育等支援
	社会福祉法人萌葱の郷大分県発達障がい者支援センター「イコール」センター長	五十嵐 猛	発達障がい者支援
	医療法人光心会諏訪の杜病院 高次脳機能障がい支援コーディネーター	陰山 友紀	高次脳機能障がい者支援
医療関係	独立行政法人国立病院機構西別府病院療育指導室長	大木 一弘	
教育関係	大分県教育庁特別支援教育課指導主事	小野 泰史	
障がい者雇用	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 大分障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー	鷹居 勝美	
	社会福祉法人シンフォニー 支援課長 大分県障がい者雇用アドバイザー	山下 彩子	
当事者	一般社団法人大分県身体障害者福祉協会会長	佐藤 一夫	身体
	社会福祉法人幸福会就労継続支援A型ソレイユ ソレイユ本人部会「クリーン・プロフェッショナル」副代表	伊東 剛	知的
	社会福祉法人つわ蒔会就労サポート事業所 ミチテル利用者	佐藤 英毅	精神
市町村	大分市福祉保健部障害福祉課参事補	加藤 英治	



第33回国文化祭・おおいた2018

第18回全国障がい者芸術・文化祭おおいた大会

「わくわく♪つながる♪音楽祭～あいネットワーク大分 第10回音楽会」
フィナーレの様子

大分県障がい者計画

平成31年3月

編集・発行 大分県福祉保健部 障害福祉課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2723 (障害福祉課)

障害福祉課ホームページ

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/>